

令和5年度職場体験事業 Q&A (体験者用)

令和5年4月3日現在

No.	Q	A
(1) 事業内容に関して		
1	どのようなことが体験できますか。	介護職員の日常業務を見ることができます。体験者一人で直接的な介助をすることはできませんが、利用者への介護・介助の様子を間近で見ることや、体験先の職員の指示のもと、業務の補助を体験することができます。また、介護職員としての専門的な考え方や知識なども教えてもらうことができます。 具体的には、以下の体験が可能です。 施設・事業所によって体験できる内容が異なります ので、体験先を選択する際によく確認してください。(体験先の選択については本Q&AのNo.14参照) 【体験内容(例)】 施設・事業所内の見学、食事・入浴・排泄などの介助場面の見学、利用者の話し相手、食事の準備・清掃・洗濯等の職員の補助業務体験、レクリエーション参加(散歩・買物の付添い・行事の参加等)、利用者宅への訪問への同行 など
2	体験日数は選べますか。	本事業期間(令和6年2月29日まで)を通して、最大3日間体験でき、ご自身で日数や体験先を選ぶことが出来ます。 【組み合わせ例】 ①同じ施設・事業所で3日間の体験 ②サービス種別ごとに1日ずつの体験 ③同じサービス種別で異なった事業者に1日ずつの体験 ※登録施設・事業所の1人あたりの受入日数によります。
3	体験は1日のみでも申込ができますか。	できます。 体験は1日からできますが、介護業務への就労を考えて頂くに当たり、3日間を有効活用いただくことをお勧めします。
4	体験時間を教えてください。	登録施設・事業所によって受入時間(概ね日勤時間帯で1日あたり2時間以上8時間以下)が異なります ので、各施設・事業所ごとの詳細を人材センターホームページ(本Q&AのNo.14参照)よりご確認ください。 ※ 指定された時間を守らずに体験先に行ったり、途中で帰ることのないようお願いいたします。その場合は職場体験終了証が発行されないことがあります。
5	参加費はかかりますか。	参加費は無料です。ただし、当日の交通費・昼食代は自己負担となります。また、体験希望先によっては、健康診断や細菌検査の受診が必要な場合があり、その際の受診料も自己負担となります。
(2) 事業対象者に関して		
6	本事業の対象者はどのような人ですか。	東京都内で介護業務への就労を希望する 学生(大学生・短大生・専門学校生・高校生・高等専修学校生)、既卒者・主婦・元気高齢者・離職者・就業者が対象となります。 都外在住の方も、上記要件を満たせば対象となります。
7	外国籍の方も本事業を利用することができますか。	利用にあたって国籍は問いませんが、介護業務への就労にあたっては一定の日本語能力が必要なことから、コミュニケーションが難しいと判断した場合、申込を受け付けられないこともあります。
8	本事業の対象外になるのはどのような人ですか。	①中学生以下の方 ②学校教育(実習・課外活動等)の一環として参加する方 ③体験施設・事業所を運営する事業者において就業及び採用内定している方 ※現在就業中の方が、転職のために違う事業者で体験する場合は対象となります。(本Q&AのNo.9参照)
9	介護業務経験者、現任者も利用できますか。	利用できます。ただし、受入施設・事業所を運営する事業者に就業、または採用が内定している方がその事業者が運営する体験先に申込みことはできません(違う事業者であれば体験可)。
10	年齢制限はありますか。	中学生以下の方は対象外です。また、年齢の上限はありませんが、介護業務の就労を希望する方が対象となります。
11	30歳ですが、現在学校に通っています。申込書では【学生/一般】どちらを選択すればよいですか。	年齢を問わず学生の場合は【学生】を選択してください。ただし、就労が主だが、学校にも通っているという方は、ご本人の選択にお任せします。
12	人材センターが実施する「介護職員資格取得支援事業」の利用を検討しています。職場体験は必ず終了する必要がありますか。	「介護職員資格取得支援事業(初任者研修等を無料で受講できる事業)」は、職場体験を終了した方が対象です。介護業務の内容や魅力を理解し、自身の適性を考慮した上で、東京都内での介護業務への就労を希望する方は申込が可能です。申込にあたっては「職場体験終了証」の提出が必要となります。申込要件等、「介護職員資格取得支援事業」の詳細については人材センターホームページをご覧ください。

令和5年度職場体験事業 Q&A (体験者用)

令和5年4月3日現在

No.	Q	A
(3) 申込手続きに関して		
13	どのように申し込めば良いですか。	所定の申込書（本事業案内チラシ裏面または人材センターのホームページ上よりダウンロード）に必要事項を記入し、 体験希望日の15日前まで（必着） に提出ください。※令和6年2月29日が体験最終日となるため、 令和6年2月14日（水） が最終の申込締切日になります。 申込方法は人材センターへの持参・郵送・メール（申込用紙データを添付）のいずれかです。なお、お申込後、体験日の一週間を切っても人材センターからの連絡（決定通知の送付）がない場合はご連絡ください。
14	体験先はどのように選択すれば良いですか。	人材センターのホームページ上にある「 職場体験受入施設・事業所検索（検索システム） 」からご自身で選択してください。 施設・事業所ごとに「受入可能日」「受入時間」「体験内容」などが異なります ので、よく確認してください。 本事業では受入登録している都内の施設・事業所（介護保険施設）でのみ体験できます。
15	健康診断や細菌検査はどの程度の検査が必要ですか。	各体験施設・事業所ごとに提出を求められる検査内容が異なります。詳しくは、「職場体験受入施設・事業所検索（検索システム）」による各施設・事業所の詳細情報をご覧ください、ご質問がある場合は、 各事業所の受入担当者まで直接ご連絡ください。
16	当初、1日間だけの体験を申し込んでいましたが、もう1日間追加しても良いですか。	受入先のご都合もありますので、決定通知後の日数の増加は原則認めません。追加する場合は、改めて所定の申込書にて2回目のお申込みをしてください。
(4) 職場体験先の決定後/職場体験終了後に関して		
17	体験決定通知を受け取った後、自己都合で日程変更、またはキャンセルはできますか。	原則として体験決定通知後のご本人都合による日程変更やキャンセル、またそれに伴う本事業の再申込はできません（体験予定先の施設・事業所にも体験希望者と同じタイミングで体験決定通知を発送しており、シフト調整等のご準備を頂いているため）。 やむを得ず、日程変更やキャンセルの必要が生じた場合、まずは速やかに体験先にご連絡ください。
18	体験予定先の施設・事業所の都合により、日程の変更について連絡がきたが、どのように対応したら良いですか。	施設・事業所側は感染症の発生等により、やむを得ず日程変更したい事情が発生する場合がありますので、双方でできる限り当初の予定と近い日程で調整をお願いします。 ※体験予定先の施設・事業所には、申込書に明示しているとおり、体験者情報をご提供しています。
19	「体験中断」はどのような場合に考えられますか。	申込書で同意いただいた「職場体験心得について」に記載の通り、体験中に体験先の指示に従えない場合や、不適切な服装や利用者の人権等に対する侮辱的な言動等があった場合は、体験中断となります。
20	体験中断となった場合はどうしたら良いですか。	体験中断となった場合、体験事業への再申込みは不可となります。なお、その場合、「介護職員資格取得支援事業」に本事業の体験終了者として申し込むことは出来ません。
21	体験終了証はいつもらえますか。	体験終了後に「実施報告書」を体験先の施設・事業所に提出することで、受け取ることが出来ます。原則、当日に引き換えとなりますが、施設・事業所の都合によっては、後日受け渡しとなる場合があります。その際には、速やかに受け渡しが進むよう必ず双方で調整してください。 ※本事業の体験終了者として「介護職員資格取得支援事業」に応募する際には、「体験終了証」の原本を必ずご提出いただきます。
22	当初、3日間の体験を予定していましたが、事情により1日しか行けませんでした。体験先から体験終了証はもらえますか。	本来は日程を調整の上、3日間行っていただくべきですが、体験先が1日間の受入計画に準じた体験があったと認めた場合には、体験実施報告書と引き換えに体験終了証を発行いたします。

令和5年度職場体験事業 Q&A (体験者用)

令和5年4月3日現在

No.	Q	A
(5) 新型コロナウイルス感染症への対応に関して		
23	体験に当たって、体験先の施設・事業所では、どのような新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行うのですか。	<p>体験先の施設・事業所は、利用者及び職員に新型コロナウイルス感染症の感染者または濃厚接触者がいる場合、体験決定日の受入れを行いません。また、体験者が以下に該当する場合、体験決定日の受入れを行いません。これらの場合、施設・事業所と体験者との間で、振替日の調整をしてください。</p> <p>ア 体験当日の体温が37.5℃を超える場合 イ 体験前2週間（体験当日を含む）に、以下の事象があった場合 (ア) 平熱を超える発熱 (イ) せき、のどの痛みなどの風邪症状 (ウ) だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難） (エ) 嗅覚や味覚の異常 (オ) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触 (カ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる症状 (キ) 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国や地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触</p> <p>この他、受入施設・事業所によっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として独自の受入基準を定めている場合がありますので、申込前によく確認してください。</p>
24	体験者は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のためにどのような対策が求められますか。	<p>体験前には、体調管理に十分注意しましょう。体調不良やその他感染症の疑いのある場合は無理をせず体験を中止し、体験先の施設・事業所の指示に従ってください。</p> <p>体験当日は、受入基準ア及びイ（本Q&AのNo.23参照）に該当しないことをご自身で確認の上、体験決定時に人材センターから送付される「健康チェック表」を体験先の施設・事業所に提出し、体験可能な健康状態であることの確認を受けてください。</p> <p>体験中は、マスク着用・手洗い等、施設・事業所の指示に従って基本的な感染防止対策を徹底してください。 *「健康チェック表」は、体験先の施設・事業所が、本事業及び新型コロナウイルス感染症対策にのみ使用します。</p>
25	職場体験後に、新型コロナウイルスへの感染が確認された場合は、どのようにしたら良いですか。	<p>職場体験に参加した日時等を報告した上で、保健所等の指示に従ってください。</p> <p>また、体験実施後2週間以内に感染が判明した場合は、体験先の施設・事業所にも速やかに報告してください。</p>
(6) その他		
26	自宅にインターネット環境がないのですが、どうすればいいですか。	<p>職場体験先を選択するためにインターネットを通じて、人材センターのホームページ上にある「職場体験受入施設・事業所検索（検索システム）」より、ご自身で体験希望施設・事業所の情報をご覧ください。ご自宅でご覧いただけない場合は人材センター（飯田橋・立川）までご来所頂くか、図書館等の公共施設に自由利用可能なパソコンを設置している自治体もありますので、そのようなサービスをご利用下さい。</p>
27	申込に際し、体験先の一覧や申込書等を送ってもらうことはできますか。	<p>できません。 恐れ入りますが、申込書等の郵送（いわゆる資料請求）は一切受け付けておりません。</p>
28	雇用保険受給資格者証における雇用保険の活動印はもらえますか。	<p>本事業による体験は活動印の対象外です。</p>